

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

米子市長 伊木 隆司

市町村名 (市町村コード)	米子市 (31202)
地域名 (地域内農業集落名)	大高・県地区 (新市、上市、小市場、下市場、上市場、榎小路、大本坊、前田、石田、浅山、岡成、新良路、上泉、下泉、 下郷、上福万、石州府、栄開拓、中福万、下福万、日下、河岡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載しております。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載しております。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、平野部では水稻栽培、山間部では果樹栽培が盛んな地域である。地域で多面的機能支払交付金事業を活用し農用地の保安全管理に務めており、担い手を中心に地域全体で農用地を守っている。今後、担い手不足や後継者不足により耕作放棄地の発生が懸念されることから、農地をどのように引き継いでいくかが課題である。また、水が不足したり、畦畔が多いことにより草刈りに時間を要する農地があり、営農の効率化、省力化を目的とした基盤整備等について検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、これまでと同様に水稻栽培、果樹栽培を継続する。定期的に担い手間で農地利用について協議を行い、農地の集約、集積化を促進する。耕作放棄地の削減のために、耕作条件の悪い農地では基盤整備事業等の実施を促進し、次世代の農業を担う若い担い手の育成を強化する。また、多面的支払機能交付金事業を継続的に活用し、地域の農用地の保安全管理をおこなう。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

※令和6年12月現在

区域内の農用地等面積	381.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	381.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載しております。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当地区の担い手への農地の集積、集約化に向けて、認定農業者等の担い手同士で農地利用について毎年協議を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則として、当地区内の農地の貸し借りについては農地中間管理機構を活用する。また、農地中間管理機構と協力し、担い手への農地の集積、集約化を加速させる。
(3)基盤整備事業への取組方針
営農の効率化及び担い手への農地の集積、集約化を加速させるため、インフラの再整備を含めた農地の大区画化を目的とする基盤整備事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
他産業の農業参入の推進と中小の兼業農家へのサポート体制の強化を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる除草、防除作業等は、農業支援サービス事業体の活用を検討する。また、農繁期の人手が必要な時期には、水路掃除等で人材派遣サービスの活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載しております。)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑤石州府地区で柿、梨、林檎等の栽培を継続する。
 ⑦多面的機能支払交付金事業を継続的に活用し、適正な農用地の保全管理活動をおこなう。未実施地域については事業の活用を検討する。